



読んでいくするのき情報紙  
2月号

# 中小企業狙いうちの増税

昨年の12月に税制改正の概要が発表されました。この改正で一般的な同族会社の節税対策のひとつが封じ込まれました。

## 【対象となる会社】

会社の業務を主宰する役員及びその家族などが、その会社の株を90%以上持っていて、かつ、その家族が役員（業務を行なっている役員）の過半数を占めている。

「一人もしくは家族のみで経営している会社」

この改正は平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



## その内容は…

### ■ 役員報酬に対する給与所得控除額が法人側で経費にならない

サラリーマンの給与は一定の控除があるため、額面に対して税金が取られません。これを「給与所得控除額」といいます。これは同族会社の役員報酬についても同じです。ところが、この控除額が上記の【対象となる会社】では経費にできないのです。

例

1,000万円の利益があるとすると、給与としてその1,000万円をもらった場合、税金の対象となるのは780万円に減ります。個人事業だと1,000万円に対して税金がかかっていたものが、法人になると「役員報酬である給与所得の780万円に対して税金がかかる」ということになり、税金をととも安くすることが出来ているわけです。

### ■ 【個人事業】と【法人】の場合の税金比較

※所得税の控除額（基礎控除など）を150万円と仮定

個人事業 1,000万円の場合の所得税 — 137万円

法人 780万円の場合の所得税 — 100万円  
(所得税93万円+法人地方税7万円)

実際にはこれに個人の住民税も加わり、差額はもっと大きくなります。しかし会社法の改正により、会社がいくつも出来ることを踏まえ、与党はおそらく「節税目的の法人成り」を防止する目的で、今回の改正案を出したと思われます。

どうなるかという、【「給与所得控除額」(上記の1,000万円から780万円を引いた220万円)を、会社の経費に入れてはいけない】となります。その結果、役員報酬を引く前の利益が1,000万円の会社は、役員報酬1,000万円を取ると法人の利益はゼロでしたが、改正では給与所得控除額の金額220万円に対する税金(地方税合わせて約70万円)がかかります。つまり、【70万円も増税】になってしまうということです。

では、どのように対策すればいいのでしょうか？  
「同族関係者が常勤役員の過半数を割る会社にする等」、まだ細かい法令、通達が発表されていないので、最終的には言えませんが、もっと有効な方法があるかもしれません。

